

平成 25 年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査の  
結果に関する報告（平成 25 年 10 月 25 日付け浜田市監査委員  
告示第 10 号）に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

## 平成25年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第10 監査の結果

#### 1 団体に対して

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 会計事務について</b></p> <p>従来通りに業務を行うのではなく常に業務改善に努め、会計事務所等には経営指導を依頼するなど新たな取り組みを実施するよう努められたい。</p>	<p>公益財団法人ふるさと弥栄振興公社は、平成30年4月1日付けで解散したため、現時点での対応ができる状況ではありません。</p>
<p><b>2 現金管理について</b></p> <p>小口現金制度の運用については、小口現金だけでなく、経理全般について正しい理解のもと運用するよう改善されたい。</p>	
<p><b>3 収益・費用の状況について</b></p> <p>各事業に配分された金額を会計基準・運用指針で例示されている勘定科目に沿った科目の設定を行い、経費が適正に配分されるよう改善されたい。</p>	
<p><b>4 勘定科目等について</b></p> <p>あらかじめ仕訳の一覧表を作成するなど、どの担当者が仕訳を行っても一定の結果となるよう工夫されたい。なお、団体が使用している会計システムには自動仕訳機能が備わっており、効率性及び有効性の観点からも会計システムの利用に努められたい。</p>	
<p><b>5 ホームページについて</b></p> <p>新規顧客の獲得、既存顧客へのサービス向上のためにも、情報を一定以上の頻度で発信し続けるべきである。</p>	
<p><b>6 節税について</b></p> <p>平成 22 年度の法人税申告書によれば、全ての事業が収益事業として、法人税の課税対象となっているが、指定管理事業を実費弁済方式にすれば、税務署長の確認の上、当該事業は収益事業に該当しなくなるため課税されない。他の類似施設を参考に、今後検討されたい。</p>	

## 2 所管課に対して

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>7 指定管理料について</b></p> <p>適切な決算資料をもとに、実態に則した積算に見直すべきである。</p>	<p>あらためて収支計画を作成し、指定管理料を積算したいと考えております。</p>
<p><b>8 業務仕様書について</b></p> <p>今後は、公募による指定管理者の選定を念頭に入れ、他市の同種施設の業務仕様書を参考に運営の基本方針や業務の範囲などについて明示するよう見直すべきである。</p>	<p>今後は、公募による指定管理者の選定を基本とし、施設のコンセプトや特性、規模等を踏まえ、経営実績のある事業者などから広く意見を聴取した上で、収支計画の見込みを立て、業務仕様書を作成したいと考えております。</p>
<p><b>9 施設等のあり方について</b></p> <p>経済性、効率性及び有効性を考慮せず、多額の設備投資や維持経費、補助金を支出してまで存続する必要がある施設かどうか、社会経済情勢や国の第三セクター等改革の現状も把握した上で冷静に判断するべきである。</p>	<p>ふるさと体験村は、地元地域の振興、浜田市の観光交流の推進に一定の意義があると認識しており、公益事業の範囲を明確にした上で、存続する必要がある施設かどうか、ふるさと体験村経営検証委員会の意見を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p>